

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)								
施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実					施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問い合わせ続ける組織文化の育成・維持を図る。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021	
達成すべき目標	<p>以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。</p> <p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <p>(3)職員の確保と育成</p>					担当部局・作成責任者名	長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、吉野 亜文 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、田口 達也 人事課長、河原 雄介 参事官(会計担当)、湯本 淳 法令審査室長、平野 大輔 参事官(法務担当) 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当) 原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 迎 隆 原子力安全人材育成センター副所長	
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	当初予算(a)	1,965	1,946	3,035	3,056	2,818		
	補正予算(b)	107	0	0	0	0		
	繰越し等(c)	▲105	63	0	▲99	39		
	合計(a+b+c)	1,967	2,009	3,035	2,957	2,857		
	執行額(百万円)	1,580	1,724	2,653	2,310	2,330		
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値				測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値					
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1.(1)】	-	(-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るために は、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保の方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができる目標とする。
			100%	100%	100%	100%	100%	
2 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1)】	-	(-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できた目標とする。
			A※	A※	A※	A※	A※	
3 職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3)】	-	(-)	-	-	-	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。
			95.8%	93.6%	95.4%	94.3%	92.6%	

4	職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) 【PDCA 管理番号: 1. (3)】	-	-	-	-	-	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第 5 次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を 35%以上とすることを目標とする。	B
			24.0%	31.0%	45.5%	34.5%	34.6%		
5	職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA 管理番号: 1. (3)】	-	-	-	-	2500 人	2500 人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。	A
			1241 人	1685 人	2031 人	2615 人	2542 人		
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価						達成
6	令和 3 年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 1. (1)】	第 1 章第 1 節	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保の方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動をとることができた。なお、これらの活動を行う際、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策も着実に行つた。 ・令和 2 年度から始めたオンライン会議システム等を使った公開会合を今年度も安定的に継続できた。また、新たに原子力規制委員会と委員長会見でもオンライン会議システムを導入するため、その手法を確立、実施までを極めて短期間のうちに実現した。 ・被規制者との会議、面談等に係る録音の自動文字起こし結果については、課題・トラブルは無く、安定的にホームページで公開した。全庁的な運用に向けて、令和 4 年度に対象部門を審査部門の他、検査部門への拡大検討を行つた。 ・令和 3 年 11 月 1 日に原子力規制委員会ホームページのリニューアル公開を行つた。 ・令和 4 年 2 月 8 日に CMS サーバの過剰負荷によりシステム障害が発生し、2 時間程度システムを停止した。今後の安定的な運用が保たれるよう、再発防止策を取りまとめた。 ・原子力規制委員会の保有文書に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを検討し、原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」の次期公開情報システムに必要な調査研究の仕様をまとめた。 ・審査結果についての説明映像や原子力規制委員会の取組の振り返りなど、東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 周年の節目として制作した映像を 11 点公開した。また、福島第一原子力発電所 2 号機内部を撮影し、分かりやすい映像を公開した。 	A					
			<p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際アドバイザーと書面での意見交換を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水に関する国民・近隣諸国の認識と理解の醸成方法及びセキュリティと情報公開のバランス等へのアドバイスを求めた。 ・米国 NRC、仏国 ASN、カナダ CNSC 等との二国間の枠組み、INRA、TRM 等の多国間の枠組みにおいて、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水海洋放出決定に際しての原子力規制委員会の取り組みを中心に議論をした。 ・仏国 ASN との検査官交流プロジェクトについて、制度検討を開始した。 ・CEO との意見交換を計 8 回(令和 3 年 4 月 9 日中部電力、8 月 25 日東北電力、9 月 1 日四国電力、10 月 20 日 JAEA、12 月 8 日関西電力、12 月 15 日中国電力、令和 4 年 1 月 5 日九州電力、1 月 12 日日本原燃)、CNO との意見交換を 2 回(令和 3 年 6 月 10 日、10 月 15 日)開催した。CEO との意見交換においては、オンラインでの開催という今までにない方式であったが、原子力規制庁内関係部署において緊密に連携し、適切に開催することができた。また、令和 3 年度第 64 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 9 日)において、発電用原子炉施設の審査における優先すべき対象などを議題として、オンライン会議システムの利点を生かして短時間の意見交換を機動的に開催することなど、CEO との意見交換の進め方について了承した。 ・九州電力玄海原子力発電所に関して、原子力規制委員と佐賀県知事をはじめとする地元関係者との意見交換及び玄海原子力発電所の視察の実現に向けて、佐賀県庁等の地方自治体や九州電力と調整を行つた(開催目前で、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等の発令により開催延期を決定。)。 ・炉安審・燃安審の基本部会を計 4 回(令和 3 年 5 月 21 日、9 月 16 日、令和 4 年 1 月 14 日、3 月 15 日)開催した。令和 3 年 7 月 1 日付けで原子力規制委員会による審査委員の任命(委嘱期間: 令和 3 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日)を行い、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。希望する審査委員による検査現場の視察を計 3 回(令和 3 年 12 月 17 日、令和 4 年 1 月 6～7 日)に実施した。 ・ATENA との面談を計 46 回(令和 3 年 4 月 2 日、4 月 16 日、4 月 22 日、4 月 27 日、5 月 13 日、5 月 18 日)に実施した。 						

		<p>日、5月21日、5月27日、6月2日、6月11日、6月17日、6月24日、7月9日、7月16日、7月29日、7月30日、8月4日、8月6日、8月20日、8月30日、9月3日、9月7日、9月10日、9月16日、9月30日、10月4日、10月6日、10月26日、10月28日、11月9日、11月11日、11月18日、12月2日、12月14日、12月28日、令和4年1月21日、1月26日、2月14日、2月17日、2月18日、3月1日、3月3日(2件)、3月16日、3月25日(2件))実施し、必要な情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月10日に地域連絡調整室を設置し、地方公共団体からの要望などの一元的な窓口を担う体制を構築し、地方公共団体からの規制活動に係る説明要請等に的確に対応できた。 ・中国電力島根原子力発電所2号炉の設置変更許可に関する規制活動の説明について、関係自治体の議会等に計24回(令和3年10月5日松江市長、副市長への説明、松江市議会、10月6日島根県知事への説明、島根県議会、10月7日鳥取県原子力発電所周辺環境安全対策協議会、10月8日鳥取県議会、10月11日雲南市議会・雲南市原子力発電所環境安全対策協議会、10月12日島根県原子力安全顧問会議、出雲市議会、10月15日松江市原子力発電所環境安全対策協議会、10月23日住民説明会(松江市)、10月24日住民説明会(出雲市)、住民説明会(米子市)、10月29日住民説明会(松江市)、10月30日住民説明会(松江市)、住民説明会(境港市)、10月31日住民説明会(雲南市)、11月6日住民説明会(安来市)、11月7日住民説明会(松江市)、11月8日鳥取県原子力安全顧問会議、鳥取県原子力安全対策合同会議、11月11日米子市議会、11月12日境港市議会、11月24日住民説明会(米子市))対応した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、一部オンライン会議システムを用いて対応した。 ・首長からの要望対応に計7回(令和3年5月21日新潟県市町村研究会(長岡市長、新潟市長、上越市長)、6月14日愛媛県知事、6月24日島根県知事、11月18日原子力発電関係道県議会議長協議会、11月26日島根県知事、12月24日全国原子力発電所所在市町村協議会、令和4年2月17日松江市長)、各種会合に計15回(令和3年5月25日福島県廃炉安全監視協議会、6月2日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、6月24日被ばく医療総合研修センター開所式典、7月9日佐賀県原子力安全専門部会、7月26日岐阜県原子力防災対策研究会、8月19日新潟県市町村研究会サマースクール、9月9日福島県廃炉安全監視協議会、10月22日原子力発電関係団体協議会担当課長会議、11月10日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会情報共有会議、12月8日青森県原子力政策懇話会、12月22日滋賀県原子力安全対策連絡協議会、12月23日鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会、令和4年1月12日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、1月20日川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会、3月25日廃炉安全確保県民会議)対応した。 ・以下の審査に係る地元説明会等に参加し、審査結果等の説明を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○福井県議会全員協議会(関西電力株式会社高浜発電所1,2号炉及び美浜3号炉の新規制基準適合性等に係る審査結果について)(令和3年4月19日) ○福島県廃炉安全協議会(東京電力福島第二原子力発電所1~4号炉の廃止措置計画認可に係る審査結果について)(令和3年5月25日) ○佐賀県原子力安全専門部会(九州電力玄海原子力発電所3,4号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設設置に係る設置変更許可の審査結果について)(令和3年7月9日) ○小浜市環境安全対策協議会(関西電力大飯発電所3号炉の高経年技術評価等に関する保安規定変更認可に係る審査結果について)(令和4年3月29日) ・コールセンターを設置し、原子力規制委員会の取組等について適切に説明することができた。また、ホームページ受付フォームからの問合せ等に対しては、適切に回答することができた。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を12月に実施した。事故対応経験者の講話については新規採用職員向け、中途採用職員向けの両研修に組み込んで開催した。 ・原子力安全文化の育成・維持に係るアンケート調査について、外部有識者の意見を取り入れ、民間企業等での同種の調査の設問も参考に、設問の構造化、個別の設問の見直し等の改善を行った。 ・令和3年度のアンケート調査結果や安全文化に関する活動状況と次年度の方針を、3月のマネジメントレビューで報告し、議論を行った。 ・府内全体の交流を強化する新たな取組として、新システムの掲示板等を活用して様々なテーマで議論を行う仕組みについて検討を行った。 ・各課室の安全文化に関する活動内容を整理して全庁に展開し、今後の課室の計画立案の参考として活用する仕組みを実施した。 ・<u>核物質防護措置に係る審査基準の改正(平成31年4月)において核セキュリティ文化の必要性に関する教育について規定し、事業者に要求したことを受け、府内において新規に着任した職員を対象に同教育を実施したが、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や研修の内容などについての検討が十分に行うことができなかった。(B)</u> 	
7	令和3年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27の主要プロセス毎のマニュアルのうち、24のマニュアル策定が令和3年度中に策定された。未策定期については令和4年度早々に策定される予定。 	A

の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号 : 1. (2)】	<p>・原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、要改善事項及び是正処置の管理に基づく業務の改善を実施した。令和3年度の新既報告は29件であった。(令和4年2月21日まで)</p> <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD/NEA や IAEA 等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。 ・原子力安全条約については国別報告書作成の準備を進め、廃棄物等合同条約については各国からのレビュー及び質問回答を行った。 ・IAEA の原子力安全基準について、結果として我が国の規制へ反映を検討すべき知見は無かったが、2回のNUSSC会合を通じてその策定・見直しの審議に参加した(令和3年度はドラフト文書19件、文書策定企画書(DPP)4件を審議)。 ・米国 NRC、仏国 ASN、カナダ CNSC 等との二国間の枠組み、INRA、TRM 等の多国間の枠組みにおいて、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水海洋放出決定に際しての原子力規制庁の取り組みを中心に議論をした。 ・仏国 ASNとの検査官交流プロジェクトについて、制度検討を開始した。 ・核セキュリティに関する基本原則及び核セキュリティ勧告文書(INFCIRC/225/Rev.5、他)の改訂の検討並びに核セキュリティ・シリーズ及び関連文書のレビューに係る核セキュリティ指針委員会(NSGC)による議論に貢献した。 ・内部脅威の緩和に係る国際イニシアティブ(INFCIRC/908)の国際作業グループの運営委員として、運営委員会会合、セキュリティ文化作業グループ活動、アウトーチ活動、地域活動での議論を通して、内部脅威の緩和の取組を国際的に促進する活動に貢献した。 ・改正核物質防護条約の締約国会議に向けて開催された地域会合等に参加し、議論に貢献した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国際会合の延期や開催形態の変更等が生じたが、オンラインで開催された各種の国際会合(IAEA、OECD/NEA、ICRP)に参加し、我が国の放射線防護及び原子力災害対策に関する知見を発信するとともに、最新の動向や知見に係る情報を収集した。また、収集した情報を、原子力規制庁内で他部署を含め制度設計や基準策定を担当する者等と共有した。 ・オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和3年4月)等に出席するとともに、日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等を実施した。 ・共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文書管理システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。 ・新規/中途採用者研修及び総務省等の外部機関による研修サポート等を行い、適切な文書管理について周知を徹底した。また、全職員対象のe-ラーニング等を実施した。 ・公文書管理法上のルールや留意事項等を踏まえつつ、適正な管理が一体的・体系的に行えるよう検討するとともに、適正な管理を確実に行うための注意喚起を実施した。 ・組織の持つ能力を最大限に発揮し、組織の機能が中長期的に持続可能となるよう体制の見直しを行い、令和4年度に向け、原子力施設におけるテロ対策に係る原子力規制検査体制、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出への対応体制及び放射線防護に係る研究体制の強化のために、定員措置を行った。 ・全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。会計検査院の決算検査報告においても指摘事項はなかった。 ・新たな行政 LAN(Teams や Garoon)システムが導入されたことから、よりよいコミュニケーションツールとするため、各ツールの特徴を踏まえ、文書管理、運用ルールや設定方法等に係る調査・検証等を実施した。 ・また、公文書管理委員会及び同デジタル WG の議論を踏まえ、「公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令」及び「行政文書の管理に関するガイドライン等」が改正されたことを踏まえ、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正した。 ・調達仕様どおりに職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とするシステムの構築を行った。 ・情報システムの安定稼働を実現した。サイバーセキュリティ事案等の発生下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与した。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務については業務量が増加しており、作業の期限が切迫した案件もあったものの、関係機関・関係部署との連携により、おおむね迅速かつ適切に対応できた。令和3年度中、4件の地裁判決、1件の高裁判決が言い渡された。52件の事件が係属中である。また、不服申
-------------------------------------	---

			<p>立ては 4 件が裁決され、現在審理中のものは 1 件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟対応に活用するため、論文の調査を実施した。また、専門家に対して意見書 8 通・報告書 4 通の作成を依頼し、令和 3 年度中に意見書 6 通・報告書 4 通を受領し、訴訟対応で活用している。 ・法令相談や法令改正の担当者に対して、事前に相談・改正概要をまとめさせ問題点や改正点を明確にした上で、対面やオンライン会議による打ち合わせ等の個別審査を密に行うことで、法令等の立案・運用の支援をした。 ・法令改正については改正の必要性を検討し、真に改正が必要な法令等の立案に注力できるように担当者を支援した。 ・法令等改正に係る個別審査を通じて法令立案に係る改善点を把握し、当該改善点をマニュアルへ反映することや、研修内容に組み入れることによって法令立案担当者の能力向上を図った。 	
8	令和 3 年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号 : 1.(3)】	第 1 章第 3 節	<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び中途採用職員向け研修において服務規律に関する講義を各 1 回実施するとともに、12 月の国家公務員倫理月間において e-ラーニング研修を実施した。そのほか、「夏季休暇及び年次休暇の取得促進」、「国家公務員倫理月間における取り組み」について周知を行った。また、職員からの公務員倫理及び服務規律に関する質問や相談に対して随時対応・指導を行った。 ・内部マネジメント会議を通じて超過勤務縮減に取り組むよう呼びかけたが、<u>令和 4 年 3 月末時点において月 45 時間を超える超過勤務月数が 7 ヶ月以上となっている職員が 74 人であった。(B)</u> ・令和 3 年 4 月 1 日以降に生まれた子を持つ男性職員 19 人のうち、58%(11 人)が育児休業を取得した(令和 4 年 3 月 31 日時点)。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>定員充足率については、令和 3 年度開始時点で 95% であったところ、令和 4 年 1 月 1 日時点の定員充足率は目標値(95%)を下回る結果となった。新卒採用者に対する女性割合は 34.6% となった。(B)</u> ・障害者雇用率は 2.69% となり、法定雇用率 2.6% の達成を着実に維持している。 ・令和 3 年度第 20 回原子力規制委員会(令和 3 年 7 月 14 日)において、原子力規制人材育成事業の実績と今後の実施方針について了承し、令和 3 年 7 月から 8 月に原子力規制人材育成事業に係る公募を行った。審査の結果 6 件の採択を令和 3 年度第 50 回原子力規制委員会(令和 3 年 12 月 8 日)において、報告を受けた。また、令和 3 年 9 月から調査事業委託を実施し、事業効果の測定方法、効果的な事業の実施方法等について検討した。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 4 月には 17 名が集中型教育訓練課程を修了し、令和 3 年 5 月から 15 名が集中型教育訓練課程の履修を開始している。令和 3 年 11 月には 10 名が分散型教育訓練課程の履修を開始した。また、令和 4 年 1 月までに 143 名の資格付与業務を行った。 ・教育訓練課程のカリキュラム検討会を実施し、カリキュラム及び指導方法を見直し、アンケート結果等から研修内容等の改善策を検討するスキームを整備するとともに、この取組をレビューするための仕組みを検討した。 ・分散型訓練生の任用資格付与のための取組として、細やかな個別指導を開始するとともに、一部講義を録画配信してより柔軟な受講が可能となるよう検討した。 ・総合職職員が原子力規制委員会の業務に幅広く対応できる知識を身に付けるため、令和 4 年度以降、検査官等の任用資格付与に係る 5 つの教育訓練に共通する事項を内容とする教育訓練制度を設け、履修されることとした。また、分散型教育訓練課程の履修を促進するため、資格取得までの中長期の計画を策定すること等の取組を導入することとした。 ・アクティブラーニングについての勉強会を実施し、アクティブラーニングを取り入れた研修を試行するとともに、同手法に対応した指導力向上のための研修を検討し、e-ラーニングを導入した。また、引き続きアクティブラーニング研修を実施する講師の指導力向上のために必要な研修を検討した。 ・資格審査業務等の円滑な実施について、口頭試問の全体工程確認のため受験対象者リスト及び口頭試問の実施スケジュールを定め、適確な進捗管理を実施した。 ・また、年度研修計画を策定し、実施状況等を踏まえ適宜適切に改正した。 ・一般職事務系職員が主に担うバックオフィス系業務について効果的に能力向上を図るために、力量管理制度を導入することとした。力量管理は令和 4 年度に試運用を行い、令和 5 年度の本格運用を目指すこととした。具体的には、力量管理シートを見直すとともに、これを用いて各課室の班や係等ごとにおいて習得すべき業務をより明確化し、既に開始されている任用資格制度と同様の力量管理を行うこととした。なお、力量管理制度の導入を踏まえ、力量管理のためのシステムの検討も開始した。 <p>(海外留学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外留学については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度から渡航延期になっていた 2 名と令和 3 年度派遣予定だった 1 名の計 3 名のうち、2 名(米国)は令和 3 年 9 月末までに、残り 1 名(英国)は 10 月上旬に渡航し、研究を開始した。また、令和 4 年度派遣予定者 2 名を選出した。 ・IAEA に 5 名、OECD/NEA に 2 名の職員を派遣した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から海外機関(ONR)への渡航が延期となっていた職員 1 名の派遣を令和 4 年 3 月に派遣した。米国 NRC については継続的に調整を続け、令和 4 年 4 月目途に NRC への職員派遣を予定している。 ・令和 3 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 2 日)において、人材育成の基本方針を改定するとともに、原子力規制庁は、一般職技術系職員のモデルとなるキャリアパスイメージの報告を受けた。 	A

			<p>また、原子力規制庁は、令和 3 年度第 44 回原子力規制委員会(令和 3 年 11 月 10 日)において、総合職、一般職事務系職員のモデルとなるキャリアパスイメージの報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 9 月に希望調書に現在のポストの任用満足度(自己評価)を記載する欄を設けて記載を依頼した。令和 3 年 10 月に提出される調書を元に、調査結果を取りまとめた。調査結果から、年代毎の満足度が異なるため、人事課で今後の対応を検討するための議論を行った。 ・採用区分ごとにモデルとなるキャリアパスイメージを設定し、一般職技術系に向けた説明会を令和 3 年 10 月に 3 回、総合職及び一般職事務系に向けた説明会を令和 3 年 12 月から令和 4 年 1 月に計 4 回実施した。 ・ニーズの緊急性等、優先度を考慮しつつ、事務所及び本庁関係課室と情報共有のうえ課題解決を図った。 ・自然災害時の待機の際の備品等事務所内執務環境の整備について予算の範囲内で検討を進めている。 ・検査官会議や新たなシステム(グループウェア)を活用し、原子力規制事務所と活動の進捗を共有した。 ・研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、14 大学及び日本原子力研究開発機構(JAEA)等 4 法人と 20 件の共同研究を実施。研究系職員の能力向上を目的に JAEA 安全研究センターに 2 名の職員を出向。また、協力研究員として 5 名の職員を派遣。安全研究の公表活動として、NRA 技術報告 1 件、NRA 技術ノート 4 件、査読付き論文の公表 22 件ほかを行い、研究系職員の研究能力の向上に努めた。(令和 4 年 3 月 31 日現在) ・上期に実施について検討を行い、下期に日本学術振興会が提供する研究倫理の e-ラーニングを実施した。 	
投入人員【人】	PDCA 管理番号 1. (1)		61 人	
	PDCA 管理番号 1. (2)		116 人	
	PDCA 管理番号 1. (3)		90 人	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析	<p>(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護措置に係る審査基準の改正により核セキュリティ文化の必要性に関する教育について明確化したことを受け、庁内において新規に着任した職員を対象に同教育を実施したが、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や研修の内容などについての検討を十分に行うことができなかつたため、評価を B とした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価を A とした。 <p>(2) 規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画時の目標を達成し、評価を A とした。 <p>(3) 職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員の超過勤務の状況を把握し、内部マネジメント会議を通じて超過勤務の縮減に取り組むよう呼びかけたが、令和 4 年 3 月末時点において月 45 時間を超える超過勤務月数が 7 ヶ月以上となっている職員が 74 人であったため、評価を B とした。 ・定員に対する実員数の割合について、新規採用や中途採用を積極的に行うことで実員の増加を図ったものの、国家公務員受験者減少の厳しい状況の中、想定していた採用数に至らず、また、自己都合退職者も一定数いたことにより、目標値を下回ったため、評価を B とした。 ・新規採用者の女性割合について、内閣人事局主催の「女子学生霞ヶ関インターンシップ」に参加することで、女子学生が原子力規制庁に官庁訪問をするきっかけを提供するとともに、性別に関係なく採用活動を実施しているものの、内定辞退や女性受験者の減少傾向のため、目標値を下回ったため、評価を B とした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価を A とした。 			
今後の取組の方向性	<p>(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。 ・独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。 ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。 ・原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。 ・ホームページ上の情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。 ・原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システム構築ではホームページに掲載された資料だけでなく、公開可能な資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを確立することで、統合的な検索性と利便性の向上を図る。 ・原子力規制委員会の結果概要及び決定・了承事項をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。 ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。 (外部とのコミュニケーションの充実) ・原子力規制委員会の取組等について、適切に説明を行う。また、問合せに適切に回答する。 ・国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。 			

	<ul style="list-style-type: none"> CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。 事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRAInformation Notice(NIN))を発出する。 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。 組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策につなげていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。 核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。 事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。
	<p>(2) 規制業務を支える業務基盤の充実</p> <p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。 要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的な事例の研修教材への活用などの取組を行う。 <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。 国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。 IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。 IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。 IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され、得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。 情報システムの安定的な運営を行う。 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。
	<p>(3) 職員の確保と育成</p> <p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。 職員の仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催するとともに、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を実施する。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の確保については、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。 ・職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図る。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかつた職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。 ・引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できている度合いを調査する。 ・調査結果などで示された、職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除くために、令和3年度に策定した職員のキャリアパス説明会をより多くの参加者が得られるよう努め、夏の異動前に引き続き実施する。 ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理を更に推進する。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。 ・令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。 ・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。 ・安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。 ・分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。
学識経験を有する者の 知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承) 令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)																																																								
施策名		2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化					施策に関する内閣の重要な政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021																																																
施策の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 ・最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 ・原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021																																																
達成すべき目標		<p>次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。</p> <p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p>					担当部局・作成責任者名 遠山 真 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、萩沼 真之 安全技術管理官(放射線・破棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長、渡邊 桂一 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、内藤 浩行 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、武山 松次 検査監督総括課長、杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)	技術基盤グループ																																																
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長、渡邊 桂一 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、内藤 浩行 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、武山 松次 検査監督総括課長、杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)																																																
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td><td>8,955</td><td>9,144</td><td>9,079</td><td>9,798</td><td>9,494</td></tr> <tr> <td>補正予算(b)</td><td>188</td><td>209</td><td>145</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td><td>422</td><td>▲130</td><td>▲265</td><td>128</td><td>538</td></tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td><td>9,564</td><td>9,224</td><td>8,958</td><td>9,926</td><td>10,032</td></tr> <tr> <td>執行額(百万円)</td><td>8,191</td><td>7,919</td><td>7,426</td><td>8,109</td><td>8,398</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初予算(a)	8,955	9,144	9,079	9,798	9,494	補正予算(b)	188	209	145	0	0	繰越し等(c)	422	▲130	▲265	128	538	合計(a+b+c)	9,564	9,224	8,958	9,926	10,032	執行額(百万円)	8,191	7,919	7,426	8,109	8,398	<p>年度ごとの目標値</p> <p>年度ごとの実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<p>測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	達成
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																			
当初予算(a)	8,955	9,144	9,079	9,798	9,494																																																			
補正予算(b)	188	209	145	0	0																																																			
繰越し等(c)	422	▲130	▲265	128	538																																																			
合計(a+b+c)	9,564	9,224	8,958	9,926	10,032																																																			
執行額(百万円)	8,191	7,919	7,426	8,109	8,398																																																			
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																				
0	0	0	0	0																																																				
0	0	0	0	0																																																				
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 <アウトカム指標>	- (-)	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																																
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 <アウトカム指標>		0	0	0	0																																																		
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 <アウトカム指標>	- (-)	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A																																																
4	令和3年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 2.(1)】	第2章第1節	(原子炉等規制法に係る規制の実施) ・新型コロナウイルス感染症の影響下における審査会合及びヒアリングについては、原子力規制委員会の対応方針を踏まえつつ、原子力規制庁内関係部署と連携し、Webex等を用いたオンライン会議形式や書面審査により実施した。令和3年度は、実用発電用原子炉については計88回の審査会合及び計2回の書面審査を実施した。また、地質の審査においては、現地調査を実施し、現地調査を踏まえた今後の確認事項をまとめるなどして、長期化している審査の進捗を確実に進めた。					A																																																
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成																																																

- ・令和 3 年度は、原子力規制委員会の決定に基づき、設置変更許可申請に係る審査書案に対する一般からの科学的技術的意見の公募を 1 件実施し、寄せられた御意見等に対する考え方を丁寧に取りまとるとともに、その結果を審査書案等に適切に反映した。
- ・審査漏れの防止や地震・津波等に関する新規制基準適合性審査で確認した事項を整理するため、審査内容を基に、東北電力女川原子力発電所 2 号炉(令和 2 年 2 月 26 日原子炉設置変更許可)、日本原燃六ヶ所再処理事業所(令和 2 年 7 月 29 日事業変更許可)、日本原燃廃棄物管理事業所(令和 2 年 8 月 26 日事業変更許可)、日本原燃 MOX 燃料加工施設(令和 2 年 12 月 9 日事業変更許可)及びリサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センター(RFS)(令和 2 年 11 月 11 日事業変更許可)の地盤、地震動、津波及び火山の評価に係る確認事項を取りまとめ公表した。現在、中国電力島根原子力発電所 2 号炉(令和 3 年 9 月 15 日原子炉設置変更許可)、日本原子力研究開発機構(JAEA)高温工学試験研究炉(HTTR)(令和 2 年 6 月 3 日原子炉設置変更許可)の確認事項を取りまとめている。
- ・輸送の設計承認の審査にあたっては、確認事項を都度作成し、審査知見の管理を行った。
- ・JAERI の NSRR(原子炉安全性研究炉)の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用し、JAERI の STACY(定常臨界実験装置)の審査を終了した。今後も継続的に活用する。
- ・令和元年 5 月に申請のあった KUCA(京都大学臨界集合体実験装置)の設置変更承認について、審査書を取りまとめ、令和 3 年度第 75 回原子力規制委員会(令和 4 年 3 月 30 日)で決定した。
- ・JAERI の常陽の審査の進め方について、これまでの審査会合等における議論を踏まえ、令和 3 年度第 10 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 26 日)、令和 3 年度第 15 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 23 日)及び令和 3 年度第 68 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 24 日)で報告を受け、その内容について審議した。
- ・要改善事項の処理として、処理中案件(事業者からの申請に対し、添付資料漏れに気づかずに処分していたことなど)の管理等の是正処置を実施した。
- ・審査に関する原子力規制委員会決定文書の策定経緯及び内容を共有するため、試験炉、研開炉及び再処理施設の審査業務マニュアルについて、令和 4 年 3 月に更新した。あわせて、審査担当者の異動時に内容の周知を行った。今後も継続的に実施する。
- ・京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置における設置変更承認申請において、添付資料漏れに気づかずに処分をしていたことが判明し、点検を行った結果、合計 17 件の類似事例の発生を確認した。今後、審査において同様の不備が起こらないよう是正処置を進める。
- ・輸送に係る令和 2 年度の審査経験を反映させた「審査業務の流れ」を令和 3 年 6 月に改訂し、HP に直ちに公開した。
- ・標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否について、事業者から変更不要との文書提出があった 8 施設に対して、施設ごとの立地特性を踏まえた追加の検討を求めるなど厳正に審議した。また、効率的に進めるため、既許可施設と同様の分担の 2 つのグループにおいて審議を進め、地震・津波研究部門も含めた審査部門内にて審議における論点等に関する意見交換を行った上で会合を開催した。その結果、設置変更許可に係る審査と並行しつつ迅速に審議を行うことができ、7 施設について基準地震動の変更が不要、1 施設については基準地震動の変更が必要とは認められないとの判断を行った。(S)
- ・原子力規制検査を所定のガイドを用いて概ね年度の検査計画どおりに実施した。一部の検査については、新型コロナウィルス感染症の影響や事業者との調整等を踏まえ、令和 4 年度以降に延期することを含め、実施時期を柔軟に見直した。
- ・令和 3 年度第 1 四半期～第 3 四半期の検査で特定した検査気付き事項のうち、26 件を検査指摘事項と評価した。検査気付き事項の評価においては、毎日の事務所と監視部門のオンライン会議に加え、必要に応じて個別事案ごとにオンライン会議を開催し、事務所検査官と専門的な知識を有する検査官で評価した。また、規制措置等が必要な事案については、重要度評価・規制措置会合を 5 回開催し、3 件の事案について「SLIV(通知あり)」と評価した。
- ・敦賀 2 号機のボーリング柱状図データ書き替え問題について、日本原子力発電の審査資料作成の信頼性を確保するための業務プロセスが、審査資料の信頼性を確保するには十分なものではない旨の検査結果を令和 3 年度第 43 回原子力規制委員会(令和 3 年 11 月 2 日)で報告を受け、今後事業者の改善活動が終了した段階で引き続き検査を行う予定としている。
- ・原子力規制庁は東京電力柏崎刈羽原子力発電所における追加検査の実施にあたり「追加検査チーム」を令和 3 年 4 月 22 日に設置し、追加検査(フェーズ I)を実施した。原子力規制委員会は検査の実施方針の報告を受けた。具体的には、当該サイト及び東京電力本店において検査を行い、その状況について 4 度、原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 16 日(第 14 回)、6 月 30 日(第 18 回)、7 月 21 日(第 22 回)、9 月 15 日(第 33 回))において報告を受けた。
- ・フェーズ I で把握した内容及び東京電力の報告書を踏まえ、令和 3 年 10 月 20 日(第 39 回)に検査計画を原子力規制委員会で原子力規制庁から報告を受け、フェーズ II の検査に移行した。また、実施状況について 5 度、令和 3 年度第 43 回原子力規制委員会(令和 3 年 11 月 17 日(第 46 回)、12 月 22 日(第 55 回)、令和 4 年 1 月 19 日(第 61 回)、2 月 16 日(第 66 回)、3 月 30 日(第 76 回))

で報告を受けた。

・令和 3 年度において、実用発電用原子炉に係る安全性向上評価届出を 8 件受理し、このうち 4 件の確認を完了するとともに、残り 4 件の内容について確認しているところ。なお、このうち関西電力大飯発電所 4 号炉の安全性向上評価届出については、原子力規制委員会として初めて電子申請等の手続を利用して受理した。

・令和 2 年 12 月及び令和 3 年 3 月の実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合において、特定重大事故等対処施設の扱い、PRA の高度化等に関する事業者と意見交換を実施するとともに、令和 3 年度第 12 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 9 日)においてその結果の報告を受けた。

・審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。

・検査制度に関する意見交換会合を開催し、新検査制度における事業者の取組みや改善措置活動(CAP)の運用状況について議論を行った。

・令和 3 年度第 39 回原子力規制委員会(令和 3 年 10 月 20 日)において、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について諮り、令和 3 年度第 58 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 12 日)において、名称及び発出要領について報告を受けた。

・原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。

○令和 4 年 3 月 30 日に発生した高浜発電所 3 号機での蒸気発生器の伝熱管の損傷に係る法令報告事象については、事業者の原因究明と再発防止策に対する評価を行っている。今後、原子力規制委員会にその結果を報告する予定である。

○令和 3 年 10 月 12 日に発生した東芝マテリアルにおける核燃料物質等の管理区域外での漏えいに係る法令報告事象については、令和 3 年度第 47 回原子力規制委員会(令和 3 年 11 月 24 日)で対応方針を了承した。令和 4 年度に原因と再発防止策等について、原子力規制庁から報告を受ける予定である。当該事象等に関しては、政令 41 条非該当使用者に対する説明会(令和 3 年 12 月 20 日)等で情報の水平展開を行った。

○令和 3 年 8 月 4 日に発生した大飯発電所 3 号機での循環水管からの海水漏れに伴う発電機出力低下の法令報告事象については、原子力規制庁から関西電力の報告書や原子力規制事務所が収集した情報を踏まえ、令和 3 年度第 25 回原子力規制委員会(令和 3 年 8 月 18 日)に対応方針 C(年度明けに評価報告)で対応する旨報告があった。その後、原子力規制庁が本事象に対して検査を進めた結果、重要度「緑」深刻度「SL IV」の検査指摘事項と評価したため、令和 3 年度第 65 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 16 日)において、令和 3 年度第 3 四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。

○令和 2 年 4 月 13 日に発生した東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターにおける排気筒の倒壊に係る法令報告事象については、令和 3 年度第 5 回原子力規制委員会(令和 3 年 4 月 21 日)にて、原因調査及び再発防止策が妥当と判断する評価を行った。当該法令報告事象に関しては、政令 41 条非該当使用者に対する説明会(令和 3 年 2 月 26 日)等で情報の水平展開を行った。

5	令和 3 年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号 : 2.(2)】	第 2 章第 2 節	<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日の技術連絡会で GITF を開催し、最新知見に関する議論を行うとともに、その結果のフォローアップを行った。令和 3 年度は 5 件の「要対応技術情報(案)」を技術情報検討会で検討した。 ・JpGU Meeting 2021、日本地質学会学術大会等へ参加し、地震・津波等に関する知見を収集し、新規制基準適合性審査に関連する知見を整理してその内容を原子力規制庁内関係者へ共有した。 ・日本建築学会大会、日本地質学会大会、日本地震学会秋季大会等に対し、耐震設計等に関する新規制基準適合性審査に関連する知見についてスクリーニングしてその内容を原子力規制庁内関係者へ共有した。 ・審査経験を踏まえて抽出した今後必要となる知見等については、安全研究ニーズとして技術基盤グループに登録がされており、それに基づき安全研究を進めている。その安全研究に係る中間報告や研究の取りまとめ方針について技術基盤グループと地震・津波審査部門で情報交換を行い、認識の共有化を図った。 ・内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について(概要報告)」に関して公開されたデータを用いた分析結果について、技術基盤グループで作成した技術情報検討会(令和 3 年 4 月 14 日)資料の分析結果を、技術基盤グループと地震・津波審査部門で情報交換し、新規制基準適合性審査において取り扱う必要があることを確認した。また、炉安審及び燃安審地震・津波部会(令和 3 年 5 月 18 日)にも報告し、新規制基準適合性審査での取扱い等について助言を受けた。 ・「千葉県の太平洋岸での歴史記録にない津波の痕跡を発見」(産業総合研究所令和 3 年 9 月 3 日発表)について、関連する知見を整理し、新規制基準適合性審査において反映すべき知見かどうかを整理した。整理した内容について、情報交換会議等を通じて技術基盤グループと地震・津波審査部門で意見交換を行い、技術情報検討会資料へ反映した(令和 3 年 10 月 14 日)。

		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁職員の能力向上に資する勉強会として、内郭防護に係る情報連絡交換会(令和 3 年 4 月 23 日)、火山活動評価(令和 3 年 10 月 26 日)並びに活断層及び古海洋調査をテーマにした座談会(令和 3 年 6 月 22 日)を実施した。 ・NRA 技術報告「野島断層年代測定手法」に係る説明会(令和 3 年 12 月 20 日)に参加し、OSL 等の定量的な年代評価にあたっての技術的な課題等の審査上の留意点について、審査に必要な知見を深めた。 ・技術基盤グループで行われている安全研究のうち、「津波地震による津波の特性化波源モデルの設定方法」に係る説明会(令和 4 年 2 月 22 日)に参加し、津波レシピの知見を考慮する必要性の整理及び適用する際の留意点等について、審査に必要な知見を深めた。 ・九州電力が実施した「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果(2020 年度報告)」について、第 10 回炉安審・燃安審原子炉火山部会(令和 3 年 10 月 1 日)において評価結果を取りまとめた。また、当該部会の概要について、令和 3 年度第 65 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 16 日)で報告を受けた。 ・令和 3 年 2 月に発生した福島県沖の地震について、地震動及び震源特性に着目し、地震調査研究推進本部や日本地震学会大会等における発表内容の収集・分析を行い、令和 3 年度第 54 回原子力規制委員会(令和 3 年 12 月 22 日)で報告を受けた。 ・Pilarczyk らによる千葉県九十九里浜での津波堆積物とそれに基づく推定津波波源に関する知見や Matsubara らによる東海地域のフィリピン海プレート上面形状の更新に関する知見を、それぞれ第 50 回(令和 3 年 10 月 14 日)及び第 51 回(令和 4 年 1 月 20 日)の技術情報検討会で検討した。 ・原子力規制部等より、新規制基準適合性に係る審査支援、チーム会合への参加要請等の技術支援依頼書を 51 件(件数は令和 4 年 3 月 31 日現在)受諾しており、技術支援に関する内規に基づき各課が依頼されている案件を把握している。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づく 23 件の安全研究プロジェクトを実施し、研究個票を取りまとめ HP にて公表した。また、安全研究の実施管理として、「共同研究の確認に関する実施要領」及び「安全研究に関する技術文書の公表規程」を改訂し、それらに従った共同研究の確認及び研究成果の公表管理を実施した。
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の公表活動を積極的に実施した。実績として、NRA 技術報告 1 件、NRA 技術ノート 4 件、査読付き論文の公表 22 件。査読付きプロシードィングの公表 8 件、査読なしプロシードィングの公表 4 件。学会発表 32 件。安全研究に基づく受賞 2 件(日本保全学会賞論文賞、日本原子力学会熱流動部会 秋の大会優秀講演賞)(件数は令和 4 年 3 月 31 日現在)。また、令和 3 年度は初めての試みとして、令和 3 年 11 月 2 日に JAEA 安全研究センターと合同研究成果発表会を実施し、積極的な成果の公表に努めた。 ・令和 2 年度に終了した 7 件の安全研究プロジェクトの事後評価及び令和 5 年度に終了予定の 2 件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、結果を令和 3 年 6 月 16 日(第 13 回)及び 7 月 7 日(第 19 回)の原子力規制委員会で報告を受けた。また、令和 4 年度に開始する 2 件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施し、結果を令和 3 年度第 60 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 19 日)で公表した。 ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和 4 年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和 3 年度第 20 回原子力規制委員会(令和 3 年 7 月 14 日)で決定した。 ・IAEA、OECD/NEA 等が主催する国際活動に参加し、ベンチマーク解析の結果や国内の規制活動の状況等について積極的に情報発信を行った。 ・OECD/NEA が行う国際共同研究プロジェクト 7 件及びワークショップ等 2 件並びに米国 NRC が行うシビアアクシデントの研究プログラムに積極的に参加し、10 件の情報の発信及び提供を行った。 ・二国間の枠組みとして IRSN との協定に基づくグローブボックス火災に関する研究への参加及び核燃料サイクル施設の安全に関する技術情報を交換するとともに、多国間の枠組みとして、IAEA、OECD/NEA とのプロジェクトに積極的に参加し、調査・分析で得られた成果を積極的に情報発信し、諸外国の動向に係る情報の入手に努めた。 ・IAEA の EESS 事業及び OECD/NEA の WGIAGE 事業等に参加し、耐震設計に係る分野でリーダー国を務めるとともに、新規に立ち上げられた火山タスクに参画するなど、地震・津波等の外部事象に係る安全研究で得られた成果を積極的に情報発信した。 ・20 件の共同研究を計画どおり実施した。また、共同研究先の JAEA と合同研究成果報告会を開催し、3 件の共同研究成果を発表した。 ・令和 4 年度より実施する放射線防護研究の具体的な研究課題については、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和 4 年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和 3 年度第 20 回原子力規制委員会(令和 3 年 7 月 14 日)で決定した。 ・放射線防護グループ及び関係部門が連携して体制整備を進めた。 ・国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会の意見を踏まえ、JAEA の次期中長期目標を策定し、令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 2 日)で決定した。

(規制基準の継続的改善)

- ・事業者の自主的取組として対応することとしている発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、令和 2 年度に引き続き事業者とのコミュニケーションを図り、ATENA が各事業者の安全対策の実施計画及び実施状況について取りまとめ公表されたことを確認した。なお、「継続的な安全向上に関する検討チーム」における議論の結果、事業者の自主的な対策を規制機関がフォローアップする仕組みの先駆けとしての位置づけがなされ、令和 3 年度第 25 回原子力規制委員会(令和 3 年 8 月 18 日)で了承した。
- ・令和 2 年度から行った電磁両立性(EMC)に係る規制動向の調査結果について、第 49 回技術情報検討会(令和 3 年 9 月 9 日)及び令和 3 年度第 36 回(令和 3 年 10 月 6 日)原子力規制委員会で報告を受けた。また、その際、ATENA から EMC 対策に係る国内外の最新状況を踏まえた産業界の見解について聴取する方針とされ、第 17 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和 3 年 12 月 16 日)にて聴取した結果について、第 51 回技術情報検討会(令和 4 年 1 月 20 日)及び令和 3 年度第 65 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 16 日)で報告を受け、引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行うこととした。
- ・令和 3 年度の民間規格の技術評価の計画を、令和 3 年度第 7 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 12 日)で了承した。同計画に基づき、中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チームの立ち上げを令和 3 年度第 15 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 23 日)で了承し、計 3 回の検討チーム会合(令和 3 年 7 月 30 日、9 月 21 日及び 11 月 5 日)を開催し、技術評価作業を進めているところ、日本原子力学会から技術評価に必要な規格検討に用いたデータ等を含む技術的根拠が示されておらず、これが示される準備ができるまでの間検討チーム会合を中断している。また、デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チームの立ち上げを令和 3 年度第 50 回原子力規制委員会(令和 3 年 12 月 8 日)にて了承し、計 2 回の検討チーム(令和 4 年 1 月 25 日及び 3 月 7 日)を開催し技術評価を進めている。
- ・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、その結果を第 45 回技術情報検討会(令和 3 年 4 月 14 日)、第 47 回(令和 3 年 7 月 20 日)、第 49 回(令和 3 年 9 月 9 日)、第 51 回(令和 4 年 1 月 20 日)及び第 52 回(令和 4 年 3 月 10 日)で検討した。
- ・技術情報検討会を定期的に開催(第 45 回～第 52 回)し、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等のスクリーニング結果が適時、適切に報告され、規制に反映させる必要性の有無の検討と進捗状況の確認を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見等を踏まえた検討は、別途作業チームを設けて引き続き検討することと整理した。
- ・技術情報検討会の結果概要について、おおむね 1 ヶ月を目処に原子力規制委員会で報告を受けるとともに、原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会においても報告し、助言を受けた。
- ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見等を踏まえた規制対応の検討について、技術情報検討会(第 45 回、第 46 回及び第 48 回)における検討結果が令和 3 年度第 17 回原子力規制委員会(令和 3 年 8 月 18 日)で報告された。このうち水素防護に係る規制対応については、原子力規制庁内の作業チームにおいて検討を継続し、令和 3 年度第 50 回原子力規制委員会(令和 3 年 12 月 8 日)で経過報告がなされた。
- ・技術情報検討会にて報告した国内外の原子力施設事故・トラブル情報については定例の運転検査官会議においても報告された。また、IAEA の運転経験に関する定例会合、OECD/NEA の運転経験 WG において加盟国間で情報交換を行い、その情報は技術情報検討会及び検査官会議で共有がなされた。
- ・原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第 62 条の 3 に基づく法令報告の改善について、「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合」において議論を行った。事業者からの法令報告に係る報告書の提出期日の見直し等に係る関係規則等の改正案について、令和 3 年度第 60 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 19 日)において了承し、30 日間の意見募集を行った。令和 3 年度第 71 回原子力規制委員会(令和 4 年 3 月 16 日)において、改正案が承認され、同年 3 月 30 日に施行された。
- ・令和 3 年度改正実施計画について令和 3 年度第 3 回原子力規制委員会(令和 3 年 4 月 14 日)において了承し、改正作業が進められた。このほか、特定重大事故等対処施設に係る改正計画について令和 3 年度第 12 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 9 日)において了承し、改正作業が進められた。このほか令和 2 年度第 61 回原子力規制委員会(令和 3 年 3 月 3 日)において原子力規制庁に指示をした「審査ガイドの位置づけ」の整理について、令和 3 年度第 13 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 16 日)において了承した。

6

令和 3 年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況

第 2 章第 3 節

(改正原子炉等規制法の着実な施行)

- ・令和 2 年度第 4 四半期に実施した原子力規制検査について、12 件の検査指摘事項を確認し、令和 3 年度第 8 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 19 日)に報告の結果、令和 2 年度は計 27 件の検査指摘事項を確認し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所で確認された重要度「白」1 件及び「赤」1 件以外は全て「緑」(核燃料施設等は「追加対応なし」)であった。これを踏まえて実施した「総合的な評

A

	【PDCA 管理番号 : 2.(3)】	<p>定」の結果を踏まえた検査計画を策定し、令和 3 年度第 8 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 19 日)において決定した。概ね計画どおり検査を実施できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の規制事務所とのオンライン会議、検査グループ内でのオールスタッフミーティングを毎週 2 回(86 回)、検査官会議を 4 回(令和 3 年 6 月 10 日～11 日、9 月 9 日～10 日、12 月 9 日～10 日、令和 4 年 3 月 3 日～4 日)行い、検査気付き事項と判断した根拠や検査で着目する視点の共有等を行い、新検査制度に対する検査官の理解の向上を図った。 ・検査グループの原子力検査資格運用チームと原子力安全人材育成センターが連携して検査官資格取得のための研修「教育訓練過程(集中型コース)」を実施し、令和 3 年度は新たに 13 名が検査官資格を取得した。 ・指定職及び管理職による現場視察を 10 ヶ所のサイトについて行い、現地検査官の検査制度の理解度、気付き事項の取扱い、事業者とのコミュニケーションなどについて観察を行い、活動の状況を踏まえた支援・助言を行った。 ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審査委員の現地視察を 3 サイトで行った。 ・リスク情報を活用して、検査対象の選定を行った。検査指摘事項の評価について、リスク情報を考慮した所定のガイドを活用し、適切な重要度評価を行った。 ・リスク情報を活用した検査を実施できるようにするために、検査官会議において大飯 3・4 号機及び玄海 3・4 号機のリスクブックについて共有した。 ・運用の継続的改善のため、令和 2 年度に引き続き、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」(令和 3 年 6 月 4 日、令和 4 年 1 月 28 日及び令和 4 年 3 月 29 日)を開催し、検査指摘事項になる可能性のある事案については、速やかに原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部が報告を受けること、また原子力規制事務所の検査官が核物質防護に関する検査を実施することなどを含めたガイド類の見直しを行った。 ・同会合において、核燃料施設等に対する重要度評価の評価手法を検討(令和 2 年度 5 回、令和 3 年度 2 回)し、令和 3 年度第 17 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 30 日)にて報告を受けた。令和 3 年度は、当該手法の適切性を確認するために、加工施設設置者等との事例検討会を新たに設け議論(計 6 回)することで、当該手法に係る課題等を抽出し、設置者等も合意した手法として取りまとめ、令和 4 年度からの本格運用に向けて整理・検討を行い、令和 3 年度第 65 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 16 日)にて報告を受けた。
7	令和 3 年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号 : 2.(4)】	<p>(規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文毎に審査の主要な論点やステータスを分かりやすく記載するとともに、四半期毎に更新及び原子力規制委員会で報告を受け、審査状況・課題の明確化に資した。 ・令和 2 年 3 月の東海再処理施設安全監視チーム会合において指摘をした、JAEA の有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA 安全・核セキュリティ統括部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。 ・令和 3 年 4 月及び 10 月に核燃料施設等の審査の進捗状況について原子力規制委員会に報告し、審査状況及び課題の明確化を行った。 ・日本原燃再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認の審査状況について、令和 3 年度第 32 回原子力規制委員会(令和 3 年 9 月 15 日)にて報告を受けた。 ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和 2 年 2 月 19 日原子力規制委員会了承)及び知識管理年度計画に基づき、審査書や審査の確認事項整理表等の作成を行った。 ・輸送に係る令和 2 年度の審査経験を反映させた「審査業務の流れ」を 6 月に改訂し、HP 公開をただちに行つた。(再掲) ・第二種廃棄物埋設に係る審査の終了を踏まえ、研究炉等審査部門と核燃料施設審査部門でガイド策定の検討を行い、令和 3 年度第 64 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 9 日)で了承後、意見公募を実施した。 ・IRRS 対応の一環として、実用炉審査プロセスマニュアルを策定した。 ・行政文書の保存期間表の改正や申請等の取下げに係る手続の整備等を踏まえ、令和 3 年 9 月に「安全審査業務執務要領」を、令和 4 年 3 月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」を、それぞれ改定した。また、「安全審査業務執務要領」について、改定に向けた検討を行つた(令和 4 年 4 月改定)。 ・新規に配属された審査官等に対し、上記執務要領や新人向けの審査マニュアルの利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取組んだ。 ・設工認審査官会議については、設工認審査が進み一定の成果が得られたことから、以後、設工認に限らず審査全般を取り扱う「審査隊長会議」に改組し、運営することとした。 ・令和 3 年 12 月に初めて開催した審査官資格継続研修について、カリキュラムの検討、講師の派遣及び事務局の運営等の協力をを行つた。 ・分散型教育訓練過程や、シミュレーター研修、行政運営研修などについて、原子力規制庁若手職員を積極的に参加させることができた。 ・原子力規制庁若手職員が業務に係る知見や経験を学習しやすい環境の整備のため、業務時間内

A

で勉強用の時間を取得することの奨励や、ベテラン審査官による参考図書の紹介、若手の審査官に対するメンター制度の構築、新任の審査官への業務配分の配慮といった、審査官育成プログラムを定めた。

- ・新規制基準策定前のデザインベースの審査経験を有する技術参与を講師とし、その経験等に基づく内容について部門単位でセミナーを定期的に開催した。
- ・ピア・レビュー(審査官同士による申請内容や審査に係るレビュー)の本格運用を開始し、令和 3 年度においては概ね月 1 回程度の頻度でレビューを実施した。
- ・試験炉、研開炉、再処理施設及び使用施設に係る審査業務の流れについて、令和 4 年 3 月に更新した。
- ・原子力規制委員会は、使用許可に係る審査ガイドの策定については、令和 3 年 8 月にその方向性を了承したが、同年 10 月に、この方針を撤回し、審査ガイドによらない方法も含め、改めて対応方針を検討した後、原子力規制委員会に諮るということで了承した。核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の審査基準については、原子力規制委員会で了承した後、令和 3 年 10 月中に意見公募を開始し、令和 3 年度第 52 回原子力規制委員会(令和 3 年 12 月 15 日)において意見に対する回答案を取りまとめるとともに、審査基準が決定され、施行した。
- ・研究炉等審査部門の職員を設工認審査官会議及び火災防護訓練等実務研修に参加させ、その結果を同部門内で共有させた。また、審査の知見を水平展開する目的で、同部門の職員を研修講師として積極的に派遣した。
- ・研究炉等の審査初任者の育成及び審査の知見・技術伝承を目的に、研究炉等審査部門内に「審査の在り方タスクフォース」を設置し、同部門内横断的に審査書の品質を高める等の活動を行わせた。令和 3 年 12 月から、試行運用として、月 1 回の頻度で処分済みの審査書を題材に、審査の進め方や、主要な論点、安全設計を確認するためのプロセスのあり方等について意見交換を実施させた。
- ・継続的な安全性向上に関する検討チーム設置以降、全 13 回の会合を開催し、令和 3 年 7 月 30 日に「継続的な安全性向上に関する検討チーム議論の振り返り」として、議論の内容等を取りまとめた。
- ・令和 3 年度第 63 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 9 日)で、バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方にについて原子力規制委員会で了承した。(S)
- ・令和 3 年度第 39 回原子力規制委員会(令和 3 年 10 月 20 日)において、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について諮り、令和 3 年度第 58 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 12 日)において、名称及び発出要領について報告を受けた。(S)
- ・四国電力伊方発電所 3 号炉のレベル 1.5PRA モデルの適切性確認を完了させ、レベル 1.5PRA モデルの確認方法をガイド類に反映し、令和 3 年度第 20 回原子力規制委員会(令和 3 年 7 月 14 日)で報告を受けた。
- ・原子力規制委員会で了承した審査の進め方に基づき、審査会合等で事業者の対応状況を確認する等、適切に審査を実施した。具体的には、分割申請された施設について、申請内容を明確化し、重複がないことを確認しているほか、設備機器の重要度に応じた審査を行った。
- ・JAEA 常陽の審査の状況及び進め方について、これまでの審査会合等における議論を踏まえ、施設固有のリスクを考慮し、グレーデッドアプローチに基づく審査方針について取りまとめ、令和 3 年度第 10 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 26 日)、令和 3 年度第 15 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 23 日)及び令和 3 年度第 68 回原子力規制委員会(令和 4 年 2 月 24 日)において審議した。令和 3 年度は、13 回の審査会合を実施し、中間的などりまとめ説明を受けるとともに、令和 3 年 7 月の審査会合において提示した当面の審査の進め方に沿って、有効性評価に用いる解析コードや BDBA 対策の有効性評価並びに資機材及び手順を中心に審査を実施した。
- ・令和 3 年度においては、令和 3 年度第 6 回原子力規制委員会(令和 3 年 4 月 28 日)において、東京電力福島第二原子力発電所 1~4 号炉の廃止措置計画を認可するなど、4 件の廃止措置計画(変更)認可処分を行った。
- ・試験炉に係る廃止措置計画認可の審査に遅延が見られたため、研究炉等審査部門内の分担の見直しを行わせた。分担の見直し後、東芝エネルギー・システムズ原子力技術研究所東芝臨界実験装置(NCA)及び JAEA 原子力科学研究所高速炉臨界実験装置(FCA)の廃止措置計画の認可及び保安規定の認可を行った。
- ・高速増殖原型炉もんじゅの保安規定について、令和 3 年 4 月に変更認可申請を受け、同月中に認可した。
- ・新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画については、令和 3 年 9 月に変更認可申請を受け、令和 3 年 9 月及び 12 月に審査会合を開催し、令和 4 年 2 月に認可した。
- ・使用施設については、令和 3 年 8 月にラジエ工業株式会社の廃止措置計画を認可した。また、令和 3 年 12 月に山梨大学から廃止措置計画の認可申請を受領し、審査を進めている。
- ・廃止措置中の原子力施設について、施設のリスクを考慮して検査対象を選定し、検査を実施した。また、廃止措置中の原子力施設から提出された施設管理実施計画から、検査の参考となる技術的情報を抽出・整理して各原子力規制事務所等に共有させている。
- ・もんじゅ及び東海再処理施設について、監視チームや担当の原子力規制事務所からの報告を通じ、廃止措置が計画どおり進捗していることを確認した。また、令和 3 年 8 月からは、東海再処理施

		<p>設においてガラス固化作業が開始されたことを踏まえ、毎日の原子力規制庁と原子力規制事務所とのオンライン会議等を通じて作業状況を監視している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海再処理施設の安全対策、廃止措置に必要な設備の設置・改造等に係る廃止措置計画の変更については、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、令和3年4月、10月及び令和4年3月に認可を行った。 ・令和3年度は、東海再処理施設安全監視チーム会合を8回開催し、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう適切に監視した。JAEAは令和3年8月にガラス固化処理を再開したが、同年9月に、白金族元素の堆積により溶融炉の主電極間抵抗値が運転管理値を下回ったため運転停止を判断した。JAEAは、ガラス固化処理の再開に向けた作業を実施中であり、引き続き廃止措置の進捗状況を監視する。 ・中深度処分に係る規制基準等については、これまでの検討結果を踏まえつつ、原子力規制庁内の専門家の協力を得て審査の実効性や規制強度の適切性を考慮した規則、解釈の改正案並びに審査ガイド案を作成し、原子力規制委員会で了承した後、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、解釈の改正案並びに審査ガイド案を修正のうえ、原子力規制委員会で了承し、令和3年10月にこれらを制定した。あわせて、後世の原子力規制庁職員が参照できるよう、当該基準の制定の経緯や背景情報をまとめた NRA 技術ノートの整備することとした(S) ・廃止措置の終了確認判断基準の整備については、検討範囲及び想定される基準の考え方も含めた検討方針案を原子力規制委員会で了承した。同方針に沿った判断基準及び判定方法の案を作成し、令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)で了承した後、意見募集を実施した。また、同一敷地内に複数施設が存在する場合の廃止措置の終了や敷地の扱い並びに放射性廃棄物の廃棄の考え方について、原子力規制庁内の関係部門との議論を経て整理させ、原子力規制委員会で報告を受けた。令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)で、廃止措置の終了確認における敷地土壤等の状況の判定に関するガイドを制定した。・令和3年3月の原子力規制委員会において決定したウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方に基づき、ウラン廃棄物を対象とした第二種廃棄物埋設に係る規則と解釈並びにクリアランスに係る規則と審査基準の改正案を作成し、原子力規制委員会で了承後、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、ウラン廃棄物を対象とした第二種廃棄物埋設に係る規則と解釈並びにクリアランスに係る規則と審査基準の改正案を修正のうえ、原子力規制委員会で了承し、令和3年10月にこれらを改正した。 ・安全確保上少なくとも考慮されるべき事項(以下「考慮事項」。)については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を所管する経済産業省や処分実施主体であるNUMOとの面談並びに火山の専門家とのディスカッション等を通じて、原子力規制委員会において技術的な議論を行うために必要な情報の収集・整理等を行った。また、考慮事項の対象範囲や方向性を含めた検討方針案を、令和3年度第60回原子力規制委員会(令和4年1月19日)で了承した。同方針に基づき、我が国における火山の発生メカニズムの特徴やその地域性等に関する科学的・技術的知見の拡充を目的として、令和3年度は、火山の発生メカニズム等に関する意見聴取会合を2回開催した。 ・安全性向上評価に関するガイドの改正に向けて、事業者と面談を行う等の検討を開始した。 ・当該勧告への対応の一環として、放射線規制部門に放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの改正を行わせた。この改正内容を踏まえ、原子炉等規制法における追加的対応の要否について検討した。その後、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正について検討・調整を行った。 ・原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を令和元年6月に発出している。これを受け、令和2年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行った。また、人事交流については消防庁から1名、原子力立地市町村消防本部から3名の出向者を原子力規制庁にて受入れている。下期には、原子力規制企画課火災対策室と連携し、静岡消防学校にて検査官向けの火災研修を実施した(令和3年11月1~2日)。 ・原子力安全に係る放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気付き事項の共有などの連携についての文書を厚生労働省に発出した。令和4年度から原子力規制検査において労働基準監督署と連携した検査を行う予定である。 		
投入人員【人】	PDCA 管理番号2. (1)	108 人		
	PDCA 管理番号2. (2)	134 人		
	PDCA 管理番号2. (3)	111 人		
	PDCA 管理番号2. (4)	80 人		
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	<p>・令和3年4月に行われた実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正を受けて行われている、標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否について、事業者から変更不要との文書提出があった8施設に対して、2つのグループで既許可施設と同様の分担で審議を進め、地震・津波研究部門も含めて審議における論点等に関する意見交換を行った上で会合を開催した。このような工夫をした結果、当初予定していた以上に設置変更許可に係る審査と並行して迅速かつ効率的に審議・処理を行うことができた。(S)</p>		

	<p>・上記以外の項目については、計画時の目標を達成した状況であったため、評価をAとした。なお、京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置における過去の設置変更承認申請において、添付資料漏れに気づかずに入分をしていたことが判明したことにより、点検を行った結果、17件の類似事案の発生を確認した。今後、審査において本件と同様の不備が起こらないように対応する。</p> <p>(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善、(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <p>・計画時の目標を達成し、評価をAとした。</p> <p>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <p>・継続的な安全性向上に関する検討チーム設置以降、全13回の会合を開催し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム議論の振り返り」として、多様な専門家を加え議論の内容等を取りまとめた。また、令和3年度第63回原子力規制委員会(令和4年2月9日)で了承されたバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方を踏まえ、同年6月に事例の一部についての分析と、「バックフィットに関する考え方の整理」のイメージ(案)が、原子力規制委員会で議論された。それに加えて、令和4年1月に原子力規制庁が被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、迅速かつ柔軟に通知し、被規制者等とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的とした、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設することができた。(S)</p> <p>・中深度処分に係る規制基準等については、これまでの検討結果を踏まえつつ、審査の実効性や規制強度の適切性を考慮した規則、解釈の改正案並びに審査ガイド案を作成し、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、解釈の改正案並びに審査ガイド案を修正のうえ、令和3年10月にこれらを制定した。さらに、当初目標であったことに加え、後世の原子力規制庁職員が参照できるよう、当該基準の制定の経緯や背景情報をまとめたNRA技術ノートを整備することとした。(S)</p> <p>・上記以外の項目については、計画時の目標を達成した状況であったため、評価をAとした。</p>
今後の取組の方向性	<p>(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <p>・申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。</p> <p>・審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための一層の取組を進める。</p> <p>・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)</p> <p>・対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。</p> <p>・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。</p> <p>・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進める。</p> <p>・核燃料物質及び核原料物質の使用者に対して、安全性向上に関する説明の機会を設ける。</p> <p>・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。</p> <p>(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <p>・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。</p> <p>・国外で発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。</p> <p>・安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。</p> <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <p>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」(令和3年7月14日原子力規制委員会決定)等に沿って安全研究を実施する。</p> <p>・令和4年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、隨時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。</p> <p>・6月をめどに令和3年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、1月をめどに令和5年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。</p> <p>・規制上の課題を踏まえ、原子力規制部等と連携して今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7月に令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。</p> <p>・二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。</p> <p>・研究職員の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、今後共同研究に参画する可能性のある若手研究者に向けて報告会を開催する。</p> <p>・令和4年度からの技術基盤グループの組織改編に合わせ、新たに実施する放射線防護研究を滞りなく開始するとともに、リスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化を行う。</p> <p>(規制基準の継続的改善)</p> <p>・電磁両立性に係る規制対応について、令和3年度に引き続きATENAから意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。</p> <p>・令和4年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。</p> <p>・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。</p> <p>・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を</p>

	<p>定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。 ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。 ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4年度の計画に基づき改正作業を進める。 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及び ATENAとの意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を整理し、規制上の対応を検討する。 ・水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、知見の収集を進めるとともに規制上の対応を検討する。 <p>(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。 ・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。 ・令和3年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、再発防止策を講じる。 <p>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。 ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和元年度第64回原子力規制委員会(令和2年2月19日)了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。 ・バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ体系化を検討する。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 ・施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行う。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査・検査等によって確認していく。 ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。 ・中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。 ・閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、検討を進める。
学識経験を有する者の 知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	<p>令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承)</p> <p>令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)</p>

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)										
施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					施策に關係する内閣の重要な政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021	政策評価実施時期 2022年8月		
施策の概要	・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 ・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。 (1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化					担当部局・ 作成責任者名 放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	当初予算(a)	4,028	3,769	4,484	4,334	4,145				
	補正予算(b)	280	▲2	▲3	0	1,354				
	繰越し等(c)	421	280	0	0	▲1,330				
	合計(a+b+c)	4,729	4,048	4,481	4,334	4,169				
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					達成		
			年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA 管理番号: 3.(1)] (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	- (-)	-	-	-	0	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A	
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価						達成	
2	令和3年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 3.(1)]	第3章第1節 第2章第1節	(核セキュリティ対策の推進) ・原子力規制検査については、原子力規制事務所及び事業者と緊密に連絡・調整を図り、概ね検査計画に沿って、令和4年3月末までに117件実施した。また、原子力規制事務所と連携し、核物質防護に係る共有を図った。 ・核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を、令和4年2月末までに62件適切に実施した。なお、情報システムセキュリティに係る核物質防護規定の変更認可申請の審査については、令和3年3月の審査基準の改正による検討事項の増加に伴い、審査に時間を要している。 ・原子力規制事務所から本庁に提供された核物質防護に係る情報を踏まえ、本庁の職員が現地に赴き、原子力規制検査(チーム検査)を行った。 ・情報システムセキュリティに関する審査基準等の改正作業において、セーフティの規制要求との整合を図り、実用発電用原子炉施設及び再処理施設に係る情報システムセキュリティ対策強化に資する制度整備を進め、令和3年度第76回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正案について了承した。 ・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方について、原子力規制委員会(令和3年9月15日(第33回)、令和3年10月13日(第38回))において議論を行い、検討のための調査を行うこととし、現在、各社から報告のあった調査結果をとりまとめている。 ・原子力規制庁は令和2年度に発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案と核物質防護設備の機能の一部喪失事案を受けた追加検査の実施にあたり、原子力規制委員会は令和3年4月14日に検査の実施方針を了承し、「追加検査チーム」を令和3年4月22日に設置し、令和3年度第9回原子力規制委員会(令和3年5月20日)において追加検査(フェーズI)の具体的な検査内容を了承した。原子力規制委員会は、これを踏まえて実施した当該サイト及び東京電力本店における検査の状況について報告(令和3年6月16日(第14回)、6月30日(第18回)、7月21日(第22回)、9月15日(第33回))を受けた。							A

		<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズⅠで把握した内容及び東京電力の報告書を踏まえ、令和3年度第39回原子力規制委員会(令和3年10月20日)において、追加検査(フェーズⅡ)の検査計画を了承し、フェーズⅡの追加検査を開始した。原子力規制委員会は、追加検査(フェーズⅡ)の実施状況について報告(令和3年11月17日(第46回)、12月22日(第55回)、令和4年1月19日(第61回)、2月16日(第66回)、3月30日(第76回))を受けた。 ・防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。 ・事業所に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。 ・令和3年4月に登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対して計画的な立入検査を実施し、業務の体制や役割の明確化等改善が必要な事項について指示を行うとともに、その後もフォローアップを続けて改善が図られるなど、必要な監督指導を行った。また、当該登録機関が行う定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。 ・IAEAの国際核物質防護諮詢サービス(IPPAS)フォローアップミッションにおける助言等を踏まえ、情報システムセキュリティに係る基準の改正方針等の検討を行ったほか、核物質の計量及び管理(NMAC)に関して国際会議に参加するなどして、規制制度の調査等を行った。 		
3	令和3年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 3.(2) (保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む)】	第3章第2節	<p>(保障措置の着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEA 保障措置その他の国際約束及び原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和2年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和3年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。 ・指定機関である核物質管理センターが運営する六ヶ所保障措置分析所(OSL)で発生した火災について、保障措置の実施への影響を最小とすべく必要な要請をするとともに、今後、OSL が使用できない場合の我が国と IAEA が行うバックアッププランの検討に向け、核物質管理センターが積極的に協力するよう指示した。 ・オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和3年4月)等に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会からの理解促進を図った。 	
4	令和3年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 3.(3)】	第3章第3節	<p>(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3S(安全、保障措置、核物質防護)の調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行い、連携を行った。 ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る一連の不適切事案を踏まえ、従来本庁で行っていた核物質防護措置に係る検査について、原子力規制事務所の検査官も参加することとしたほか、原子力規制検査に係るガイド類を改正し、原子力規制事務所の検査官が核物質防護措置の是正措置プログラム(CAP)の確認など、事業者における核物質防護に係る取組全般を監視することとした。その後、核物質防護措置に係る検査について検査官を対象とした勉強会を4回開催した結果、原子力規制事務所から核セキュリティ部門への核物質防護に係る情報提供が59件あった。 ・令和3年度第4回原子力規制委員会臨時会(令和3年4月20日)において、関西電力高浜発電所1, 2号炉の中央制御室外原子炉停止盤デジタル化に伴う核物質防護規定変更認可申請に対する原子力安全への影響確認結果の報告を受けるなど、令和2年度に見直した運用に基づき、事業者の核物質防護規定の変更認可申請の内容について、原子力安全の観点から適切かつ確実に確認を実施した。また、現在関西電力美浜発電所3号炉のサイバー攻撃への防護措置に係る核物質防護規定変更認可申請に対する原子力安全への影響確認を進めているところ(令和4年度第4回原子力規制委員会臨時会(令和4年4月13日)にて確認結果の報告を受け、対応を完了した。)。 ・令和3年度第16回原子力規制委員会(令和3年6月23日)において、情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正等について、原子力安全の観点から、実用炉審査部門と核セキュリティ部門で連携し対応を進めることとした。なお、令和3年度第76回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正案について了承した。 ・これまでの原子力規制庁内における3Sのインターフェースに係る対応状況を踏まえ、より一層効果的な対応となるよう、新たに事例収集体制の見直し、原子力安全人材育成センターが実施している研修における3Sの内容の充実化の検討、信頼性確認制度の適切な適用のための原子力規制庁内各部署への注意喚起等を行う。 ・3Sに係る庁内の運用方針等に則り、審査及び検査の両面における影響の確認、関係者間での情報共有、干渉事例の収集、海外における3Sのインターフェースに係る議論の状況の確認等について継続的に取り組んだ。その結果、令和3年度において必要な改善は認められなかった。 ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る一連の事案を踏まえ、原子力規制事務所の検査官を含め、核物質防護措置に係る検査に参加することとしたほか、原子力規制検査に係るガイド類を改正し、原子力規制事務所の検査官が核物質防護措置の是正措置プログラム(CAP)の確認な 	A

		ど事業者における核物質防護に係る取組全般を監視することとした。その後、核物質防護措置に係る検査について検査官を対象とした勉強会を4回開催し、原子力規制事務所から核セキュリティ部門への核物質防護に係る情報提供が59件あった。	
投入人員【人】	PDCA 管理番号3.(1)	39人	
	PDCA 管理番号3.(2)	15人	
	PDCA 管理番号3.(3)	4人	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	A	判断根拠 全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査については、原子力規制事務所及び事業者と緊密に連絡・調整を図り、概ね検査計画に沿って、令和4年度は117件実施した。核物質防護規定の変更認可申請に係る審査については、令和3年度は62件適切に実施した。 ・防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。 ・また、事業所に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。 ・令和3年4月に登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対して計画的な立入検査を実施し、業務の体制や役割の明確化等改善が必要な事項について指示を行うとともに、その後もフォローアップを続けて改善が図られるなど、必要な監督指導を行った。また、当該登録機関が行う定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。 <p>以上を踏まえ、評価をAとした。</p> <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <p>定性指標「3 令和3年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA 管理番号:3.(2)】」の「施策の進捗状況の評価」欄のとおり計画時の目標を達成し、評価をAとした。</p> <p>(3)(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化)</p> <p>定性指標「4 令和3年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況【PDCA 管理番号:3.(3)】」の「施策の進捗状況の評価」欄のとおり計画時の目標を達成し、評価をAとした。</p>		
今後の取組の方向性	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。 ・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、この定着を踏まえ、本庁チーム検査と効果的な連携を実施していく。 ・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。 ・核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行う。 ・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。 ・核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行う。 <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。 <p>我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。</p> <p>(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化について、これらの調和を図るとともに審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。 ・原子力規制事務所による日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項の把握が円滑になれるよう、本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。 ・核物質防護訓練のあり方に関する検討等により、セキュリティ事案発生時における原子力安全とのインターフェースの強化を図る。 		
学識経験を有する者の知見の活用			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承)</p> <p>令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)</p>		

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)																																										
施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					施策に關係する内閣の重要な政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021	政策評価実施時期 2022年8月																																		
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021																																			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の分析 (3)放射線モニタリングの実施					担当部局・ 作成責任者名 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 紗介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部																																			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)																																			
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td><td>6,795</td><td>6,840</td><td>7,153</td><td>7,050</td><td>7,251</td></tr> <tr> <td>補正予算(b)</td><td>481</td><td>0</td><td>129</td><td>672</td><td>662</td></tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td><td>▲235</td><td>437</td><td>▲183</td><td>▲384</td><td>85</td></tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td><td>7,041</td><td>7,277</td><td>7,099</td><td>7,339</td><td>7,998</td></tr> <tr> <td>執行額(百万円)</td><td>6,117</td><td>6,750</td><td>6,461</td><td>6,638</td><td>7,226</td></tr> </tbody> </table>						区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初予算(a)	6,795	6,840	7,153	7,050	7,251	補正予算(b)	481	0	129	672	662	繰越し等(c)	▲235	437	▲183	▲384	85	合計(a+b+c)	7,041	7,277	7,099	7,339	7,998	執行額(百万円)	6,117	6,750	6,461	6,638	7,226
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																					
当初予算(a)	6,795	6,840	7,153	7,050	7,251																																					
補正予算(b)	481	0	129	672	662																																					
繰越し等(c)	▲235	437	▲183	▲384	85																																					
合計(a+b+c)	7,041	7,277	7,099	7,339	7,998																																					
執行額(百万円)	6,117	6,750	6,461	6,638	7,226																																					
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成																																		
		年度ごとの実績値																																								
1 事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数) 【PDCA 管理番号: 4.(2)】	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A																																		
2 国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数) 【PDCA 管理番号: 4.(2)】		-	-	5回	8回	9回																																				
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価						達成																																		
3 令和3年度重点計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 4.(1)】	第4章第1節	<p>(廃炉に向けた取組の監視)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所の中長期的リスクの低減目標マップのうち 2021 年度内の主要な目標全てについて特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。</p> <p>主要な目標のうち 2 号機燃料取り出しに向けた遮へい設計、乾式貯蔵キャスク増設開始、建屋開口部閉塞、シールドプラグ付近の汚染状態把握、構内溜まり水等の除去(4 号機逆流弁ピット)、建屋周辺瓦礫の撤去(3 号機原子炉建屋南側)等について完了を確認した。一方で、大型廃棄物保管庫(Cs 吸着材入り吸着塔)設置、分析施設本格稼働・分析体制確立などについて、今後も継続して議論していく必要がある。また、HIC(ポリエチレン製容器)に保管された ALPS(多核種除去設備)によって汚染水を浄化処理した際に発生したスラリー(泥状の沈殿物)の安定化処理設備設置等については耐震設計の見直し等に伴い今後の対応方針について確認していく必要がある。こうした事項、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、令和 4 年 3 月にリスクマップを改定した。</p> <p>・実施計画の変更認可申請について、8 件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。・令和 3 年 2 月 13 日に発生した福島県沖の地震を踏まえて、東京電力福島第一原子力発電所における耐震設計における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方については、公衆への被ばく線量評価から耐震クラス分類を行った上で施設等の特徴に応じた地震動を適用する等の見直しを実施した(令和 3 年度第 30 回原子力規制委員会(令和 3 年 9 月 8 日)にて了承)。</p> <p>・ALPS 処理水(ALPS 等によりトリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水)の処分に関する実施計画の変更認可申請については、申請前の段階から特定原子力施設監視・評価検討会において、設計上の論点となるポイントを確認する等、適切な検</p>							A																																	

		<p>討を行うとともに、実施計画の変更認可申請の受理後は、公開の審査会合(東京電力福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水の処分に係る実施計画に関する審査会合)の中で厳正かつ円滑に審査を行い、また、政府方針に則ったものであるかについても確認を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALPS 処理水の処分に係る IAEA 規制レビュー(令和 4 年 3 月)に関しては、令和 3 年 9 月のキックオフ会合において IAEA との議論を開始し、規制レビューの大枠について認識を共有した。また、令和 4 年 2 月には準備会合を実施し、規制レビューのスコープ及び主要な論点等について議論を行い、令和 4 年 3 月のレビュー会合においては、原子力規制委員会の審査・確認のプロセスと内容について IAEA 安全基準に照らした確認が行われた。 ・実施計画検査の年度検査方針に従い、厳正かつ適切に保安検査を実施した。保安検査等を通じて指摘した廃棄物の保管管理状況及びその運用に関する問題点については、特定原子力施設監視・評価検討会において議論し、実施計画をより実効性のあるものへ変更することを求めた。 ・検査等業務を円滑に実施するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室と専門検査部門間での調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施した。具体的には、実施計画の審査のための面談や東京電力福島第一原子力発電所事故対策室連絡会において、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映するとともに、検査にあたっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、検査官の健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施させるなど柔軟に対応した。 ・審査を要しない実施計画の記載変更については、他の変更認可申請の際に併せて記載を適正化等する運用を既に開始している。 ・令和 3 年度は ALPS 処理水の海洋放出に向けた審査を優先的に実施することとしたため、実施計画の記載事項の見直しの方針の文書化については令和 4 年度以降に対応することとした。 ・なお、実施計画の変更認可申請(ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等)に係る審査において、「措置を講すべき事項」への対応を整理したまとめ資料を作成することにより、審査において確認すべき事項の明確化を試みた。また、令和 4 年 5 月 18 日に審査書案のとりまとめについて委員会の了承を得、パブリックコメントを実施した。 	
4	令和 3 年度重点計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号 : 4.(2)】	(事故の分析) <ul style="list-style-type: none"> ・第 20 回東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会等における検討を踏まえて、今後の調査・分析の項目を決定するとともに、その後も同検討会を計 9 回開催して関係者等と情報共有や意見交換を行い、着実に事故分析の議論を進めることができた。 ・国内外の会議等に計 12 回参加して情報発信を行うとともに、会議参加者と多様な議論を行った。 ・令和 2 年度に取りまとめた中間取りまとめから得られた知見等に対する見解等について、事業者等からの意見の聴取(書面(2 回)及び事故分析検討会)を行い、令和 3 年度第 7 回原子力規制委員会(令和 3 年 5 月 12 日)及び令和 3 年度第 60 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 19 日)において、事業者見解等の聴取結果の報告を受けた。・令和 2 年度に取りまとめた中間取りまとめから得られた知見について、「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム」における検討に参画し、作業チームとして令和 3 年 7 月 20 日第 48 回技術情報検討会において「水素防護」、「ベント機能」及び「減圧機能」に関して、規制への反映に係る検討に取り組んだ。 ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を 2 回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。 	A
5	令和 3 年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号 : 4.(3)】	(放射線モニタリングの実施) <ul style="list-style-type: none"> ・地上における空間線量率測定、航空機による空間線量率測定、福島周辺海域等の海水及び海底土の放射性物質濃度測定並びに環境試料中の放射性物質濃度測定等の、総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを、計画のとおり実施した。また、環境放射線モニタリング結果について集約し、過去の結果及び各々の測定結果の比較等を行った上でホームページで公開するとともに、四半期ごとに「環境モニタリング結果の解析について」をとりまとめホームページに公表した。 ・計画的に点検・校正を実施し、故障等が発覚した機器について修理等迅速な対応を実施した。 ・機器を長期的に安定稼働させるため、令和 3 年度から主要部品等の更新を 10 力年計画で、通信機器の更新を 5 力年計画で実施しており、主要部品等の更新については 411 台、通信機器の更新については 764 台実施した。 ・令和 4 年度に計画している一部の機器の全面更新に際し、既存機器の廃棄までの保管場所として国有地の借用について調整した。また、自治体からの依頼に基づき撤去した機器を再利用するまでの一時的な保管場所として自治体の土地の借用について調整した。 ・令和 3 年 4 月 13 日に決定された政府方針を受け、モニタリング調整会議(令和 3 年 4 月 27 日、令和 4 年 3 月 30 日)、海域環境の監視測定タスクフォース(第 1 回 令和 3 年 6 月 18 日、第 2 回 令和 3 年 9 月 21 日、第 3 回令和 4 年 3 月 14 日)を開催するなど、関係省庁と連携し、ALPS 処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく、検討・準備を進め、令和 4 年 3 月 30 日に総合モニタリング計画を改定した。 	A
投入人員【人】		PDCA 管理番号 4.(1)	30 人

	PDCA 管理番号4. (2)	6 人					
	PDCA 管理番号4. (3)	13 人					
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため			
		<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価し、評価を A とした。</p> <p>(1) 廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉に向けた取組の監視については、中期的リスクの低減目標マップのうち、令和 3 年度内の主要な目標 13 項目について進捗状況等の確認や必要な指摘を行うとともに、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップを改定した。また、実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、8 件認可した。 ・ALPS 処理水の海洋放出に関する実施計画の変更認可申請については、公開の審査会合や IAEA レビューの受け入れにより透明性・客観性を確保した審査を実施した。 <p>(2) 事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の調査・分析については、令和 2 年度の中間取りまとめを踏まえた事業者からの意見の聴取を行ったほか、2 号機シールドプラグの穿孔調査等の更なる現場調査や検討会等により着実に進めた。 <p>(3) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングについては、例年どおり総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを関係省庁等と連携して実施した。また、環境放射線モニタリング結果を遅滞なく公表した。 ・福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(約 3,600 台)については、点検及び校正の結果を踏まえ、計画的に修理等の対応をすることで適切に維持管理を行うとともに、長期的に安定稼働させるため主要部品等及び通信機器の更新を計画どおり実施した。また、自治体等の意見を踏まえたモニタリングポストの再配置及び撤去については、きめ細かく調整を行うことにより適切に実施した。 ・ALPS 処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく、モニタリング調整会議を開催するなど関係省庁と連携し検討を行い、令和 4 年 3 月 30 日に総合モニタリング計画を改定した。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の記載事項の見直しの方針の文書化について検討し、対応する。 ・福島第一原子力発電所の現在の状態に即した運転上の制限を検討し、見直しの方針を決定する。 ・2021 年 4 月以降の事故の調査・分析について取りまとめる。 					
評価・分析	<p>(1) 廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。 ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。 <p>(2) 事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和 3 年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。 ・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。 ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 <p>(3) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALPS 処理水に関する海域モニタリングを含め、総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。 						
今後の取組の方向性							
学識経験を有する者の 知見の活用							
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	<p>令和 3 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 3 年度第 70 回原子力規制委員会(令和 4 年 3 月 9 日)了承)</p> <p>令和 3 年度原子力規制委員会年次報告(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定、国会報告)</p>						

令和3年度実施施策に係る政策評価書(案)							
施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					施策に関する内閣の重要な政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 ・放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 ・放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 ・原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021				
達成すべき目標	<p>以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。</p> <p>(1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施</p>	担当部局・作成責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、杉本 孝信緊急事案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 紗介監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	当初予算(a)	17,448	15,846	15,808	15,695	16,832	
	補正予算(b)	2,281	4,608	3,527	5,015	3,436	
	繰越し等(c)	▲2,366	▲2,259	▲945	694	1,161	
	合計(a+b+c)	17,362	18,195	18,391	21,404	21,429	
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値	測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
		年度ごとの実績値					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA 管理番号: 5.(4)】	-	-	-	-	5%	5%	A
		-	-	-	6%	6%	
2 危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA 管理番号: 5.(4)】	-	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	A
		39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	38事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	

	3 放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA 管理番号: 5.(5)】	- (-)	365 日分 365 日分 366 日分 365 日分 365 日分 365 日分 365 日分 366 日分 365 日分 365 日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を 365 日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A	
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価			達成
4	令和3年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 5.(1)】	第 5 章第 1 節	(放射線防護対策の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・放射線審議会の事務局として、放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向について報告を行った。また、眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係るフォローアップについての厚生労働省からの報告、「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」の改訂に係る審議及び IEC の基準策定に伴う関係法令改定に係る諮問審議が円滑に進むよう必要な調整、資料作成等を行った。さらに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。 ・放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクトの進捗管理、年次評価を着実に実施した。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議に活用した。 ・令和 4 年度より実施する放射線防護研究の具体的な研究課題については、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和 4 年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和 3 年度第 20 回原子力規制委員会(令和 3 年 7 月 14 日)で決定した。 ・技術基盤グループ及び関係部門と連携して体制整備を進めた。 ・放射線審議会の事務局として、専門家から国内の自然起源放射性物質による被ばくの実態に関する報告を得るために必要な調整を行うとともに、放射線審議会基本部会報告書「自然放射性物質の規制免除について」において今後の検討とされているチタン残渣、石炭灰、屋内ラドン等に係る国内のフォローアップ状況について情報収集・整理し報告を行った。 		A	
5	令和3年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 5.(2)】	第 5 章第 2 節	(放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善) <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。 ・事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況、ガイド類の作成や審査の業務の状況、セキュリティに係る立入検査と合同で効率的に検査を行うこと等を踏まえながら、可能な範囲で立入検査を実施した。 ・予防規程ガイドの改正については、パブリックコメントを経て令和 3 年度第 71 回原子力規制委員会(令和 4 年 3 月 16 日)で決定した。 <u>一方、審査ガイド、立入検査ガイドの策定等については、上半期は被規制者からの意見聴取を1回実施し、通算4回の意見聴取の結果等を踏まえてガイド案の修正を重ねてきたが、その内容・量ともに、限られた人的リソースの中では上記予防規程ガイドと同時処理することが現実的でない状況となるに至った。そのため、ガイド等の作業計画を見直して上記予防規程ガイドの改正を優先して取り組むこととし、その結果等を踏まえながら作業を進めているところ。(B)</u> ・従事者の放射線防護について、検査等での気づき事項の共有など、厚生労働省(安衛法を所管する労働安全衛生局安全衛生部及び医薬品医療機器等法を所管する医薬・生活衛生局)との連絡体制の構築に向けた具体的な調整を行った。今後、両省庁担当部署間で、当該連携の文書化を行った上で、それぞれの規制現場における気づき事項等の共有を令和 4 年度 4 月より運用開始する予定である。 		B	
6	令和3年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 5.(3)】	第 5 章第 3 節	(原子力災害対策指針の継続的改善) <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の施設敷地緊急事態要避難者の明確化について検討し、令和 3 年度第 21 回原子力規制委員会(令和 3 年 7 月 21 日)での決定を受けて、原子力災害対策指針を一部改正した。原子力災害対策の円滑な実施を支援する防災業務関係者の放射線防護対策等に関する事項について明確化を図ることを目的に原子力災害対策指針の改正を検討した。 <u>中期的課題と位置付けた BWR の特重を考慮した EAL(緊急時活動レベル)の見直し等については、審査状況を踏まえ、事業者に準備を促すなど、計画的に進めることができた。長期的課題である、EAL の全体の見直しについて着手できていない。(B)</u> ・「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」での検討結果及び原子力災害拠点病院等の施設要件の見直しの方向性の議論を踏まえ、令和 4 年度第 1 回原子力規制委員会(令和 4 年 4 月 6 日)で原子力災害対策指針の一部改正を決定し、「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の制定を了承した。 ・原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルは令和 3 年度末に内閣府において研究成果が取りまとめられること及び地方公共団体から見直しの要請があつたことを機に、論点整理 		A	

			等の見直し作業を行い、令和4年6月29日に委員会で改正案を了承し、パブリックコメントにかけた。 ・放射能測定法シリーズや原子力災害対策指針補足参考資料等に係る技術的検討事項について、環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を開催し、検討を行っている。同会合での令和2年度までの検討結果を踏まえ、令和3年6月に測定法シリーズ「緊急時における環境試料採取法」を策定した。令和3年12月及び令和4年3月に同会合を開催し、平常時モニタリング及び緊急時モニタリングに係る補足参考資料を改訂した。また、「大気中放射性物質の測定法」の方向性の検討を進めているほか、「緊急時における放射性ヨウ素測定法」の改訂の方向性について検討を行った。	
7	令和3年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 5.(4)】	第5章第4節	(危機管理体制の整備・運用) ・令和3年8月23日に各機能班に対し共通する訓練研修を示した。 ・令和3年8月23日に各機能班に対し共通する訓練研修を示した時、個人計画作成の際に自身が参加する訓練研修を明確化するよう依頼し、下半期から運用が始まった。 ・令和3年度重点計画で業務全体の5%を目標設定するとともに、令和3年4月26日付で緊急時対応に係る訓練基本方針、その細部を規定する運用細則を令和3年8月23日付で策定した。基本方針及び運用細則では訓練への参加や対応能力の向上の状況を人事評価へ反映する具体的要領を規定しており、令和3年度下半期の人事評価に反映される等、必要なマネジメントが行われた。 <u>・オンラインとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を5月及び6月に実施し、また9月には高浜発電所の事業者防災訓練、11月には泊原子力発電所の事業者防災訓練に合わせてオフ系及びバックオフィス系機能班との連接訓練を実施したが、当初の目標である月に1回訓練を実施することは出来なかった。また、委員・幹部に対しては、机上訓練を6月に実施し、9月及び11月には事業者防災連接訓練へ参加によりオフサイト系の対応能力向上を図った。(C)</u> ・令和3年2月13日の福島県沖地震対応及び7月14日の近畿大学原子炉の警戒事態対応から得た教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策初動対応マニュアルを令和4年1月27日に改正した。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえたマニュアルの改正案を検討するために、令和3年12月15日に机上訓練を行った。その結果を踏まえてマニュアルの改正作業を行っている。 ・危機管理用通信ネットワーク設備・システムの設備整備を遅延無く適切に実施している。 ・放射能モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)の正常稼働状態を維持するため、保守運用を行った。システム稼働状況についても月単位で把握し、処理負荷状況を踏まえながらシステム設定変更等を実施した。 ・RAMIS の運用を通じ、緊急時対応において重要と判断された機能について、情報システム室と連携しながら改修作業(PAZ 及び UPZ に係る表示機能追加、グラフ描画機能改良等)を実施した。 ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題についての検討を促進するため、オンライン、オフサイトが連携して実施する訓練を立案した。屋内退避による被ばく低減効果に係る委託研究成果をとりまとめ、技術情報検討会に報告するとともに、原子力災害対策指針の改正の要否について整理した。 ・上記を経て企画された「オンライン-オフサイト連携機上訓練」の資料作成等を支援するとともに、訓練に参画した。令和2年度に府内において実施した大気拡散シミュレーションを用いたOIL判断のための図上演習を、内閣府原子力防災担当が実施する中核要員研修にも拡張するため支援を行った。また、同演習に参画することを通じて研修の実施を支援した。 ・原子力事業者防災訓練に係る評価方法の見直しについては、令和2年度の原子力事業者防災訓練の評価結果及び令和3年8月3日に開催した原子力事業者防災訓練報告会での議論を踏まえて評価指標の見直しを行い、令和3年度第25回原子力規制委員会(令和3年度8月19日)において、見直した評価指標を了承した。この指標に基づき、令和3年度原子力事業者防災訓練の評価を開始している。その他、原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討を進める。 ・令和3年6月28日に開催した第7回訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、令和2年度に実施した訓練を踏まえた令和3年度訓練実施方針について検討を行い、同年8月3日に開催した原子力事業者防災訓練報告会において実施方針が報告され、令和3年度第25回原子力規制委員会(令和3年8月18日)で了承した。この実施方針に基づき、事業者において、訓練が計画されている。 ・原子力災害対策中央連絡会議については、令和3年11月上旬に開催し、原子力事業者における地元自治体との合同訓練等の取組について関係省庁と情報共有を図った。原子力災害対策地域連絡会議については、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、上期1地域(福島)のみでの資料配付による書面開催となった。下期は2地域(女川、東海)で開催し、5地域(泊、東通、志賀、玄海、川内)で資料配布による書面開催を行った。 ・原子力災害医療体制の持続的な維持に向け、高度被ばく医療支援センターに原子力災害医療分野を担う次世代の人材を確保、育成するための事業費を予算化し、同センターの中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センター(量子科学技術研究開発機構)に高度専門人材を配置した。 ・令和4年度第1回原子力規制委員会(令和4年4月6日)で原子力災害対策指針の一部改正を決定し、「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の制定を了承した。	B
8	令和3年度重点計画に定める放射線モニタリング	第5章第5節	(放射線モニタリングの実施) ・国が設置しているモニタリングポストについては、24時間体制で稼働状況の監視を行うとともに、365	A

	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。 ・「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。 ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。 ・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあった、EALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討する。EAL会合を立ち上げ、同会合での議論を通じてEAL見直し案を策定する。 <p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。 ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。 ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。 ・RAMISの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。 ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和3年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。 ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。 ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。 ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。 ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。 ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るために、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。 ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。 <p>(5) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁及び地方公共団体職員を対象としたモニタリングに関する研修・訓練を効果的に実施する。 ・47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表する。 ・放射線監視設備・資機材について、引き続き配置の見直し、更新及び修繕等を行うとともに、放射線監視等交付金を適切に配分することにより、各道府県における持続的な放射線監視体制の維持を図る。
学識経験を有する者の 知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和3年度マネジメントレビュー(第2回)(令和3年度第70回原子力規制委員会(令和4年3月9日)了承) 令和3年度原子力規制委員会年次報告(令和4年6月7日閣議決定、国会報告)